

成島信遍年譜稿（十四）

【キーワード】成島信遍、道筑、錦江、幕府書物方日記、東湖、茗荷草

久保田 啓 一

元文五年 庚申 一七四〇 五十二歳

（承前）

○ 三月二十三日以降、帰途についた冷泉為久が品川で詠んだ、
金輪寺住持宥衛への贈歌に対し、宥衛に代わって返歌を詠む。

〔片玉集〕前集卷三十六「和歌留」、〔醉翁聞書〕、
〔宗匠家御詠歌〕、〔飛鳥山碑始末〕、〔仰高録〕

前年三月、金輪寺の宥衛の依頼で飛鳥山の桜を為久に献上し、
その礼として受け取った為久詠歌を吉宗に呈覧し、その後金輪寺
に届けたことは、当該年の項で触れた（拙稿「成島信遍年譜稿
（十二）」〔広島大学大学院文学研究科論集〕七〇巻、二〇一〇年
一二月）五頁～六頁）。その際、『飛鳥山碑始末』（国立国会図書

館蔵）や『仰高録』（内閣文庫蔵）の記事をもとに、元文五年の
下向時には飛鳥山の桜を見せてもらえなかった為久の、「咲ぬと
もつげぬ飛鳥の山桜ごぞの詞の色や忘れし」という恨みがまし
和歌と、この事実を知らされた吉宗が「金輪寺の志も浅き事な
り。」と咎めたという逸話を紹介した。「年譜稿（十二）」では『飛
鳥山碑始末』の全文を示し、『仰高録』は抄録に留めたので、ま
ずここに『仰高録』の当該項のうち、元文五年に関わる部分を掲
げる。

扱為久卿右の歌詠じて被送し翌春下向の時、此山桜の事何と
も沙汰なく、花をもみせまいらせず過にしを、江戸発駕の日、
品川に於て一首の歌をせき筆にて書つけ、金輪寺へ送届べき
よし、

咲ぬともつきぬ飛鳥（マユ）の山桜ごぞの言葉の色や忘れし

後、此事入御聴候へば、金輪寺の志も浅き事なり、人にまか

せてわが実よりなさぬ事は必と被為笑、思召の程各言語なく、益無面目次第なり。

一年前の金輪寺宥衛の心づかいと使者に立った信遍の対応が久に強い感銘を与えていたらしく、今年もと内心期待していた思いと裏腹なもてなし側の無頓着ぶりに、為久も黙ってはいられなかったのである。もつとも為久の恨みごとは挨拶でもあり、別に本気で不実をなじったわけでもあるまいが、吉宗に咎められては信遍ら近臣達の面目はそれこそ丸潰れとなった。『飛鳥山碑始末』では、吉宗の指示により宥衛が為久に桜花の押し花を献上し、それに対して為久が「一ふさの色かも春の後見よと思ひおきける花ぞえならぬ」とねぎらいの歌を詠んだ旨が記される。

以上の二つの文献には、「咲ぬとも」歌にまつわる逸事に信遍が関与した形跡はない。しかし、以下の諸資料には信遍が控えめながらも登場する。まずは宮内庁書陵部蔵『片玉集』前集巻三十六「和歌留」から。

元文五年春、為久卿、品川駅にて金輪寺住持へ可遣よしにて、桑村佳孝に下されし

咲ぬともつげぬ飛鳥の山桜こそこの花（つぎ）やわすれし

此御歌を拜吟して、成島信遍、金輪寺に代て

あかざりしこそこの色よりぞあすかの山の花もわすれき
 続いて川崎市市民ミュージアム池上家文書蔵『醉翁聞書』巻六の一節。

明年、品河駅より仰られし、石筆をもて書せ給はせ給ふ

咲ぬともつげぬあすかの山ざくらこそこの色やわすれし

御返し、宥衛にかはりて、

花をば奉らで歌給はせ給ひしかば、そのかしこまりを申とて

あかざりし去年の詞の色よりぞあすかの山の花もわすれき

三つめは同じく池上家文書蔵『宗匠家御詠歌』三の記事。

為久卿、品川の駅より金輪寺へ下されし

さきぬとも告ぬあすかの山ざくら去年の言葉の色やわすれし

御返し、宥衛にかはりて、

花をば奉らで歌給はせ給ひしかば、そのかしこまりを申とて

信遍

あかざりし去年の詞の色よりぞ飛鳥の山の花はわすれき

この三つの資料に共通するのは、為久の「咲ぬとも」歌に対する返しとして宥衛の代わりに「あかざりし」歌を信遍が詠じた点である。為久卿より賜った愛惜の和歌のすばらしさのため飛鳥山の花を忘れてしまいましたとの言い訳は、確かに「咲ぬとも」歌への返しとしての内容を備えており、この返歌がなければ為久歌は宙に浮いてしまう。宥衛に連絡を取って返歌を求める手間を惜しんで信遍が代作した可能性は十分にある。もつとも公式に宥衛作として記載されるには至らず、あくまでも信遍と周辺の門人津村正恭・池上幸豊に限られた情報だったのかもしれない。なお、為久が江戸を発ったのは三月二十三日であった（二年

譜稿(十三)「『広島大学大学院文学研究科論集』七二巻、二〇一二年一二月」参照。為久が品川宿で「咲ぬとも」歌を詠んだのは、『仰高録』によれば「江戸発駕の日」、即ち二十三日のことである。この歌が江戸城中にもたらされて吉宗と近臣達の目に触れ、信遍が返歌を詠むまでにどれほどの時間がかかったかを確定することはできない。見出しには「三月二十三日以降」と記すしかなかった。

△ 三月頃、入江南溟が信遍の隅田川遊覧随行を祝つ詩を詠する。

(『滄浪居文集』巻一)

南溟の詩集『滄浪居文集』四巻は、安永四年七月に江戸の浅倉屋久兵衛によって刊行された。四巻とも詩のみを収める。巻四の裏見返しの奥付に「南溟先生文集 嗣出」とあるから、文集の部の続刊が予定されていたようだが、実際に刊行されたのかどうかは不明である。その巻一の五言古詩に次の一首がある。国立国会図書館蔵本の本文により、書き下して掲げる。漢字は通行の字体に改め、送り仮名は適宜補った。

元文庚申春三月、官、天使を墨水に享く。楼船榜して麒麟と曰ふ。悉くも蘭台の主事鳴鳳卿をして杯酌の後に陪せしむ。鳳卿の微臣、復た何の榮ぞ。因りて之を贈る。
振振たる貴公子、恰も泛ぶ麒麟船、

饗宴金疊を酌み、灑灑として大川に臨む、
朝陽に鳴鳳有り、来集し且つ翩翩たり、

風雲千秋の外、詩歌日月懸く、

物象顔色を生じ、威儀神仙の如し、

白鳥沙渚に飛び、楊花盃前に落つ、

黼帷風浪を翻し、蘭肴方円に満つ、

洞庭楽を張りて興り、宛然此に周旋す、

厭厭として夜飲に至り、便ち唱す湛露の篇、

盛事稀に聞く所、萬年宜しく拳拳すべし、

公卿の乗る船上を鳴きながら飛びかう鳳に信遍の詩人としての名乗「鳴鳳卿」を重ねて遊興の様子に思いをめぐらす南溟の筆は、古文辞の定型を踏まえて巧みである。信遍の面目躍如たる盛事の描写に信遍への祝意をこめた、親友ならではの詩と評すべきであろう。

○ 春、前年末の為久の伝授筥開覧を祝つ歌を詠む。

(『三世のなみ』)

為久が冷泉家伝来の筥の開覧を許されたのは元文四年十二月十九日のことである(「年譜稿(十二)」同日条参照)。よって信遍の家集『三世のなみ』(内閣文庫蔵本)の次の和歌贈答は、翌五年春の成立と見なし得る。

ふるとし御家伝秘注の管開覧の事ゆるさせ御座すとうけ給
わりて、春のはじめに申て奉りし

君が手にまきてもとるか百千鳥さへづる春の言のはのたね

御返し

立帰りうつる玉もに和歌浦のなみも光のそはざらめやは

御家伝の古今の管披見の事ゆりさせおはしませし比、申奉し

玉手管ひらくにそはむ古をあふぐ心の道のひかりも

御返し

末遠き道の光の玉手管こめし心もひらきてぞみし

信遍の「君が手に」歌の二句を内閣文庫蔵本は「まさてもとるか」に作るが、大阪市立大学森文庫蔵本と池上家文書蔵『三代の波類題』の本文に従って「まきても」に改めた。また、信遍の「玉手管」歌の詞書が、『三代の波類題』では「同じ比申奉りし」となっているのを勘案して、二つめの贈答も同じ頃の成立と考えた。元文五年の立春は正月八日であり、この日以降とはいえるものの、これ以上の限定は難しい。

○ 四月二十八日、経済につき献策する。

（『諸家系譜』、『略譜』、『成島道筑略譜』）

内閣文庫蔵『諸家系譜』に次の記述がある。

元文五申年四月廿八日、経済之義伝来之法申上候処（以下略）

『略譜』（内閣文庫蔵）・「成島道筑略譜」（内閣文庫蔵『視聴草』二集之九所収）もほぼ同文で、以下に延享元年の採択と突然の中止に関する記載が続く。その経緯と詳細は延享五年に本稿が及んだ時点で改めて取り上げることとし、まずは献策の出発点を定めるに留めたい。

○ 五月十九日、小堀土佐守よりの「日本後紀」に関する問い合せを書面で御書物方に伝える。（『幕府書物方日記』十六）

成島道筑より来書。今朝、小堀土州退出かけ道筑え被申置候由、日本後記写本・板本之誤認、可差出候、明朝御用ニ候得共、道筑方え返事ニ可申越之旨申来候。日本後記御蔵ニ無之候故、左之通認候。尤、其段返事ニ申遣候。

続日本後記 写本 十冊

同断 写本 四冊

同断 板本 廿冊

日本後記纂 写本 十冊

右之通ニ御座候。以上。

なぜ御小性小堀土佐守政方に「日本後紀」の所蔵状況を確認する必要があったのかは不明である。信遍の書面によって伝達された依頼は、詰番の奉行川口頼母の責任で処理された。

○ 六月二日、渋谷和泉守良信が「令義解」等七点を御文庫に返却するのを仲介する。
 (『幕府書物方日記』十六)

この頃、御文庫では、大坂木津屋吉兵衛の蔵書目と文庫の目録との照合に追われていた。「御文庫始末記」(『幕府書物方日記』三所収)には、「五月廿四日、大坂富商木津屋吉兵衛罪アリテ貨財没官ス。ソノ蔵書目ヲ以テ、御文庫ノ有無ヲ参考スベキヨシ、隠岐守伝命ス。」(四〇三頁)とあって、没収された木津屋の旧蔵書の全貌を把握し、御文庫に加えるべき貴重な書物があればそれを報告するようにと、若年寄西尾隠岐守忠尚の命令を受けての作業であった。六月二日は、詰番の奈佐又助の他、川口頼母・深見新兵衛の二人も出勤して照合を進め、御文庫未架蔵の分の報告をすませている。この経緯を記録した後に、

右之刻、和泉守殿道筑ヲ以、左之御書物御渡被成候。則元番へ納之。

として、「令義解」「令集解」「律」「和玉篇」「玉篇大全」「式目抄」「龐居士語録」の七点を列挙する。渋谷和泉守良信は享保十七年以來側衆を勤めている。

○ 七月四日、小笠原石見守政登より、木津屋吉兵衛旧蔵書のうち、稀書を報告するよう指示を受け、「類聚国史」他を指定する。また、小堀土佐守より調査依頼のあった「大明法鈔之図」につ

いて、川口頼母の回答を伝達し、土佐守のさらなる指示をも頼母に伝える。
 (『幕府書物方日記』十六)

石見守殿御用之由ニ付、今朝三郎左衛門・新兵衛罷出候之処、先頃差出候木津屋吉兵衛書籍改帳之内抜書一冊御渡、三郎左衛門・新兵衛・道筑三人ニ而今一応吟味仕、御用ニ可達珍敷品計り書付、差上候様ニ被仰渡候。依之、即刻新部屋ニ而遂吟味候而、左之通ニ相極メ候。

木津屋吉兵衛書籍改帳之内
 類聚国史 八十一冊
 同無表紙 五十冊
 風土記 三十冊
 鄂曲譜 一冊

十三經石摺 百五拾六冊
 右五品書付、石見守殿え差出之候処、御請取被成、相済候。

この日の詰番は川口頼母であったが、桂山三郎左衛門と深見新兵衛が「加出」し、信遍とともに小笠原石見守指示の選定作業に従事した。書物に関する学識を誇る三人が選んだのが「類聚国史」八十一冊本以下の五点。吉宗とその側近では判断のつかない事柄だけに、信遍達の鑑定選別に全幅の信頼が置かれた恰好となった。

次に小堀土佐守よりの依頼に関わる条を掲げる。

小堀土佐守殿より頼母〔拙者〕の二字を見消とし「頼母」改める——以上、引用者注）宛名にて手紙到来。大明宝鈔之図、まはり二龍など有之絵之図、何れぞの書二有之候ヲ覚候哉、御書物之内二有之候ハ、持参可致旨申来候。差当り覚え不申候、尚又吟味仕可申上旨致返答、御書物之内少々考候得共、相知不申候ニ付、御殿え罷出、其段、道筑を以土州え申達候。

（中略）

土佐守殿被申聞候ハ、大明宝鈔之図有之義も知レ不申候間、康熙皇帝詔書写一箱差出候様被申聞候ニ付、持参候処、是二而も不相知候由二而、即刻被相返、元番え納置候。尚又申送候而心付キ見当り候ハ、土佐守殿まで申達候様ニと、道筑申聞候。

吉宗及び側近の時ならぬ調査依頼に右往左往する御書物奉行達の姿は、利用者の気ままなレファランス請求に対応する図書館員そのものである。信遍はこの場合小堀土佐守と書物奉行との連絡役に過ぎないので、「大明宝鈔之図」の探索が実を結ばないことから来る焦燥とは無縁だったに違いない。

○ 七月十一日、小堀土佐守より深見新兵衛に調査依頼のあった、唐詩の作者の特定について、新兵衛よりの回答を受け取る。

〔幕府書物方日記〕十六

唐詩之内、作者不相知候詩一首、小堀土佐守殿被相渡、御蔵二而相考可申上由二而候。早速考候処、劉憲人日之詩二而候。依之、早々左之御書物持出候へバ、最早小堀氏退出候間、道筑え渡置候。尤、近日下ゲ可申由道筑申聞候ニ付、御側衆え御届不申上候。

三之六十三番

△文苑英華

一冊

但、人日応制之卷

このような典拠調査も御文庫の重要な任務であった。深見新兵衛は土佐守より示された詩の作者を突きとめて面目を施したが、『文苑英華』は、享保十二年に信遍が琉球国より献上された屏風の詩を解読して特定した典拠の一つだった（『年譜稿（五）』〔『日本文学研究』三一号、一九九六年一月〕七三頁参照）。新兵衛とのやり取りの中で、かつて『文苑英華』を通覧した経験が新兵衛への助力となった可能性も考えられるのではないか。

○ 七月十五日、十一日に奥へ差し上げられた『文苑英華』を深見新兵衛に返却する。

〔幕府書物方日記〕十六

左之通、御書物道筑より新兵衛受取、本番え納之。

三之六十三番

七月十一日上、

△文苑英華 一冊

但、人日応制之巻

『幕府書物方日記』元文五年分の記載で信遍が登場するのはこの項までとなる。

○ 八月二十日、京極中納言五百回忌追善として、「秋月添光」
題で和歌を詠む。 (『公武詩歌聞書』、『醉翁聞書』巻六)

藤原定家が薨じたのは仁治二年(一二四二)八月二十日で、元文五年(一七四〇)はちょうど数えて五百年に当たった。当然ながら宮廷・冷泉一門挙げての追善行事が企画される。身分階層や地域によって出詠者は区分され、信遍は大名・旗本用の兼題「秋月添光」で和歌を献することとなった。宮城県図書館伊達文庫蔵『公武詩歌聞書』下の本文に従って信遍の詠歌を掲げる。

みし影のむかしをかけてしのぶかな秋こそ月のことの露

信遍

「秋こそ月の」は、定家の「あまのはらおもへばかはるいろもなし秋こそ月のひかりなりけれ」(新勅撰集・秋上・二五六・詞書「養和のころほひ、百首歌よみ侍りける秋歌」、拾遺愚草・初学百首・三七。いずれも『新編国歌大観』に拠る)を踏まえる。五百回忌追善の詩歌全体は、先引の『公武詩歌聞書』に掲載されるので通覧には最も便利である。川崎市市民ミュージアム池上

家文書蔵『醉翁聞書』巻六は信遍の作のみを抄出する。両者に語句の異同はなかった。

○ 十月二十六日、禅僧東湖寂。「東湖和尚碑」(『史氏備考』巻之三十二所収)を撰文する。

書家三井親和の師東湖について、早くから言及して注意を喚起したのは、森銑三氏である。同氏「人物くさぐさ」(初出は一九三一年。『森銑三著作集』第十二巻〈中央公論社、一九七一年〉所収)冒頭の「清水如水」項に『武蔵志料』の一節「幻庵東湖老和尚この如水が臨終の記を書れたり。それにくはしく見ゆ。」を引き、

如水の臨終の記を書きしといふ僧東湖は、書を善くせり。『茗荷草』その他の著書もあり。田中丘隅と特別の関係ありし人なり。その筆になる臨終の記も見たき心地せらる。

との注記を加えた(八七〜八八頁)のが最初の言及かと思われる。続いて、「安永元年版儒医評林」(初出は一九三六年。『森銑三著作集』第十巻所収)の三井親和に関する記述の中に、『燈下雜記』を引用して、

親和の初学の師だつた僧東湖は、田中丘隅などとも関係があつて、また伝ふるに足る人であるが、こゝにはそこまでは及んでゐられない。(四四五頁)

と言及した。そして、「三井親和」（初出一九三八年。『森銚三著作集』第四卷所収）に至って、

親和の最初に就いた禅僧東湖は、名を転石、字を独和といふ。元文五年、親和の四十一の歳に寂してゐる。この東湖は、田中丘隅なども関係のあつた人であるが、親和の名は、東湖の字独和に拠つたものらしい。（二一七頁）

と、これまでの認識を継承しつつ、名や字、没年という新しい情報を盛り込んだ。

田中丘隅との具体的な関係については裏付けが取れないが、名、字、元文五年死去という伝記上の基本事項については、老樗軒主人輯『江都諸名家墓所一覽』（文化十五年版）に、

東湖禅師塔（名転石、字独和、元文五年十月廿六日化、葬于小石川三百坂慈照院——以上割書（引用者注））（引用は、森銚三氏・中島理壽氏編『近世人名録集成』第二卷（勉誠社、一九七六年）二九二頁の影印による）

とあるのに依拠したものと推測される。小石川の慈照院にあるとされる「塔」については未確認で、この記事の信憑性を云々することはできない。とりあえず元文五年十月二十六日に寂したと受け取めておく。

東湖著述の代表として森氏が挙げた『茗荷草』（享保十五年、江戸、大和屋多兵衛開板）の巻頭には、拜崎琴台（名恭忠）撰「茗荷艸弁辞」が収められる。この文の前半が東湖の事蹟を伝え

る内容を有するので、書き下して抄録してみよう。

（前略）東湖禅師は、本貫江都の産なり。天資穎悟にして、父母に孝順し、兄長を敬愛す。仁恕施を好みて貧窶孤独に及ぶ。年十四にして同郷の慈照に投じて業を白眼雲和尚に受け、壮歳にして総州の正泉に首衆として、法を西來の高禅師に嗣ぐ。学内外に通じて、行化説法三十余年、叢林推して第一と為す。初め総の広済に住して宗を唱へ、百廢俱に挙げ、四衆輻輳し、蔚として叢席と為る。居ること何ばくも亡うして、母の老たる為に帰省して其の奉養を極む。後遂に市中に隠れて常の居無し。自ら无踪子と号し、室に扁して如幻と曰ふ。師博く衆を愛して、善く人と交る。久しくして人之を敬す。天生詩歌を善くし、書画に長ず。人争ひて之を求めて以て珍と為す。然れども師敢へて自負せず、之に托して以て隱身の術と為す。即ち是れ如幻三昧の妙用なり。此を以て其の化に化する者甚だ多くして、其の実徳を知る者寡し。向に君臣和合篇を著し、人に教ふるに正心養性脩身尽孝の道を以てす。（中略）今茲庚戌、師の年七十、又茗荷草を著して二三子に授く。其の書潤美、其の画高古、其の文平易、之を三絶と称せんも亦た可なり。（以下略）（引用は東京都立中央図書館東京誌料蔵本による）

江戸に生まれ、出家して慈照寺に入ったのが十四歳。総州の正泉寺に勤め、広済寺の住持となり、間もなく母の孝養のために帰

省、隠逸生活に入る。詩歌書画に長じ、『君臣和尚篇』の前著がある。享保十五年（庚戌）、七十歳にして『茗荷草』を著す。琴台の語る、『茗荷草』執筆までの東湖の事蹟は、およそ以上のごとくである。

享保十五年（一七三〇）に七十歳となれば、生年は寛文元年（一六六一）。琴台は同文の中で「不佞恭忠、師の洪麻に沐すること、茲に年有り。」と述べるから、東湖に親炙すること久しかったのであろうし、その事蹟も東湖本人から直接得た情報をもとに記されたものと思われる。一方、これから掲出する信遍の「東湖和尚碑」は、三井親和の依頼で撰文したもので、素材の多くは親和からの提供であったと考えられる。生年など重要な点で齟齬が見られ、神儒仏三教一致の教訓を体現する東湖の評価も含めて詳細な検討を必要とするが、それには『茗荷草』及び他の著述との併読が不可欠である。本稿の目的とは大きくはずれるので、別稿を用意して改めて論じることとし、ここでは静嘉堂文庫蔵『史氏備考』巻之三十二所収の本文を掲げるに留めたい。ただし通行の字体に改め、句読点の区別を施した。

東湖和尚碑 鳴鳳卿

和尚武州人。故姓青柳氏。幼而為僧。事母孝。弁慧多能、尤長書画。真越禪師之來我水藩也、為堂書記。禪師目之徒御子。

為其工把筆也。嗣法西來良公。善商量。為住持絳州廣濟寺。有故去寺。如脫弊屣。游化諸州。性狂、以狂自任。居則曰、昆尼兒弄、定慧未真、真乎真乎、无已則般若耶、其湯及葷肉、人之食己、可亦以養吾狂也。於是人或侑焉、无所辭。其在侯門勢家也、破帽百綴、言笑自若、詞弁益注射、意之所適攘臂、落筆如驅風雨建瓴水、咄嗟而弁。為人時大時小、時雅時俗。或歌、或罵、或罵、或叫。如痴、如真。老而滋甚。以狂始終、人以狂睨視、恬乎不異。余嘗以書往學。從遊三年、方悟其以狂自晦。有意救時濟衆也。一日問和尚曰、畢竟為何。曰、書画禪三昧。曰、呼為何物。曰、東湖。曰、羊頭而猪肉、詎知東湖之非東狐。師确实曰、嘻老野狐為鉄所覲覩矣、夫天体自闇、日月以明、淵之清也亡魚、悶悶沌沌可以鑑人也。相笑而去。凡和尚所游群雄群衆推拳多奇士。皆有政跡云。疾病、或問乍麼是。和尚曰、仏手而驢脚。在湯島里如幻菴寂。享年八十八歳矣。処士三井親和、字孺卿、与和尚有旧。曰、繫和尚之迹、涼涼无弔者、加数年殆乎熄、熄亦其志也、吾儕未能亡遺憾。乃立碑小石河三藐磴慈照院境塔側、俾余文之。銘曰、狂耶癡耶可知耶、禪耶書画耶逃耶、如風如雲其迹耶、葆光自晦弗顯耶、不扶自直其真耶、惟碑是響可伝耶。

信遍の伝を叙する立場からいえば、東湖に書を三年学んだというのがいつのことなのか、東湖との問答の裏付けが取れるかどうか

か、といった課題が即座に思い浮かぶ、興味深い文章であるが、東湖の伝に即せば、「享年八十八歳」とあるのが一番の難題となる。先に見た「茗荷艸弁辞」では、享保十五年に東湖は七十歳となっていた。この年代と年齢が正しければ、『江都諸名家墓所一覽』で得られた元文五年寂という情報に基づくと、東湖は八十歳のはずである。三つの資料が互いに有する矛盾は現時点では解消しない。ほぼ湮滅に等しい東湖の生涯が、新出資料によって多少とも輪郭を伴うに至るのかどうか、甚だ心許無いが、調査は継続してゆきたい。

短いながらも語るべき事柄の多かった元文がようやく終わりを迎えつつある。翌六年の二月二十七日に寛保と改元されることになるが、漠然と元文頃としか定められない事項を次の年に掲げてから、寛保期の記述に足を踏み入れる。

〔付記〕

投稿後、日本近世文学会で一戸渉氏の「享保期江戸歌壇と神田神社」と題する口頭発表に接した。その中に東湖の伝記に触れるところがあったので、論文として公表された後に改めて言及することとした。

なお、本稿は、平成二十五年度科学研究費補助金基盤研究（C）「近世堂上派歌人の宗匠選択についての研究」による研究成果の一部である。

A Chronological Record of Narushima Nobuyuki's Career (14)

Keiichi KUBOTA

I wrote Narushima Nobuyuki's career from 1689 to 1740 in a serial form, and this paper is a sequel to it and deals with articles presented to him from the latter part of March to October in 1740.

In March, Reizei Tamehisa came back from Edo to Kyoto. Tamehisa composed a farewell *waka* at Shinagawa on the way back home, and Nobuyuki replied.

In October, a Buddhist monk Touko died. Nobuyuki made an inscription "Touko Oshou Hi" in mourning Touko's death.

As usual Nobuyuki served as a mediator between dignitaries around Tokugawa Yoshimune and librarians of Momijiyama Library.